

○議長（茅沼隆文）

日程第3 議案第74号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）を議題  
といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町福祉会館条例第6条の規定により、指定管理者に開成町福祉会館  
の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、よろしくお願ひいたします。

議案第74号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）。

次の者を開成町福祉会館の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第2  
44条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称。名称、開成町福祉会館。所在地、開成町吉田  
島1043番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人開成町社会福祉協議会。代表者、会  
長は増田崇。所在地、開成町吉田島1043番地1。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで、5年間とな  
ります。

平成27年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次ページをおめくりいただきたいと思います。

1ページ目は、参考資料でございます。社会福祉法人、開成町社会福祉協議会から  
の開成町福祉会館指定管理者指定申請書のかがみの写しとなってございます。

続きまして、2ページになります。福祉課からの開成町公の施設に係る指定管理者  
の候補者選定依頼書となります。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。開成町指定管理者選定委員  
会委員長からの開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定結果報告書でござ  
います。

4ページでございます。指定管理候補者選定にかかる評価結果書となってございま  
す。

それでは、選定の経緯と詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長  
であります、副町長よりご説明を申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、指定管理者選定委員会を代表しまして、開成町福祉社会館に係る指定管理者の選定に至った経緯及び審査方法並びに選定結果について、ご説明させていただきます。

福祉会館につきましては、現在の指定管理期間が、平成28年3月31日までとなっていることから、所管課であります福祉課長より、指定管理者募集基準審査依頼書が、8月11日付けで選定委員長宛てに提出をされております。この依頼書においては、この施設の指定管理者の募集の方法として、開成町公の施設の指定管理者更新制度を適用し、公募以外によることや、募集基準としまして、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とすること。さらに選定の資格として、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、町民の自主的な社会活動に対する支援を行うものでなければならないことなどの記載がございました。

これを受けまして、8月20日に選定委員会を開催し、福祉会館の指定管理に係る募集基準や、選定基準等について審査をしました。その際には、所管課から指定管理者更新制度適用審査資料として提出されました現指定期間における各年次ごとの施設評価表や、モニタリングシートのほかに、満足度調査報告書などの内容の審査も総合的に行っております。その結果としまして、更新制度の適用が可であることや、候補者選定スケジュールのほか、選定委員は内部委員のみとし、特段、外部委員を追加しないことなどの方針決定をしてございます。その後は、参考資料にもございますとおり、10月2日に、社会福祉法人開成町社会福祉協議会長より、開成町長宛てに指定管理者指定申請書が提出されたことを受けまして、2ページのとおり、所管課である福祉課長より選定委員長宛てに、候補者選定依頼書の提出がございました。

10月27日には、再度選定委員会を開催しまして、選定に関する基本事項の確認のほか、この選定における審査基準としては、利用者の平等な利用が確保されること、公の施設の効果的な利用と管理経費の縮減が図られること、管理を安定して行う、物的、及び人的能力があること。選定団体の経営状況を五つの基準としまして、それを満たすかどうかにより審査をしてございます。さらに書類審査及び候補者へのヒアリングなどを実施しまして、委員会としての最終決定をしてございます。

特にヒアリングにおきましては、応募団体による事業計画書や、収支計画書などの説明を10分程度、質疑応答を15分程度行いまして、その後に、委員による意見交換なども行ってございます。

当委員会は、私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、他に応募団体の理事になっている福祉部長を除く3部長と、教育委員会事務局参事の計5名で評価点をつけております。

評価結果でございますが、参考資料4ページにありますとおり、社会福祉法人開成町社会福祉協議会の総合得点は3,110点、得点率69.11%として評価しております。

開成町社会福祉協議会が、この施設の設置目的を効果的に達成し、町民の自主的な

自主活動を支援し、町民福祉の向上を図る観点から、今後の5年間も引き続き福祉会館の指定管理者として適当であるという最終判断をしました。

説明については以上です。よろしくお願ひします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第74号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。